

葛飾区子ども・若者支援地域協議会設置要綱

平成 29 年 8 月 23 日

29 葛子応第 27 号

区 長 決 裁

(設 置)

第 1 条 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する葛飾区内に居住する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、葛飾区子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者に対する支援に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども・若者に対する支援に必要な連携及び協力体制の整備に関すること。
- (3) 子ども・若者に対する支援に関する調査研究及び広報啓発に関すること。
- (4) 法第 9 条第 2 項の規定により葛飾区が策定する子ども・若者育成支援についての計画の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組 織)

第 3 条 協議会は、学識経験者、別表に掲げる関係機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）に属する者又は別表に掲げる職にある者から区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、学識経験者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、葛飾区子育て支援部長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、次に掲げる場合に該当するときは、非公開とする。
 - (1) 葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について協議するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、協議会が必要と認めるとき。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を調査検討する必要があるときは、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の構成員は、協議会において選任する。
- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、専門部会における調査検討の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(子ども・若者支援調整機関)

第8条 法第21条第1項の規定により区長が指定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は、葛飾区子育て支援部子育て政策課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。
 - (2) 子ども・若者に対する支援の実施状況の把握及び進行管理に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に関すること。

(秘密保持義務)

第9条 協議会の事務(専門部会及び調整機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、区長決裁日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

付 則(平成30年6月1日葛子応第35号子育て支援部長決裁)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

付 則(令和2年4月1日葛子応第19号子育て支援部長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和2年11月10日葛子応第61号子育て支援部長決裁)

この要綱は、令和2年11月10日から施行し、令和2年10月26日から適用する。

付 則(令和5年3月17日葛子応第132号子育て支援部長決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和5年10月6日葛子子第1024号子育て支援部長決裁)

この要綱は、令和5年10月6日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

付 則(令和7年5月19日葛子子第372号子育て支援部長決裁)

この要綱は、令和7年5月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区分	関係機関等の名称
教育	葛飾区立小学校長会
	葛飾区立中学校長会
	区内都立高等学校長
	東京都教育庁地域教育支援部
福祉	葛飾区民生委員児童委員協議会
	葛飾区私立学童保育クラブ連盟
	区内児童養護施設
	区内障害児通所施設
保健・医療	一般社団法人葛飾区医師会
	公益社団法人葛飾区歯科医師会
矯正・更生保護	葛飾区保護司会
雇用	墨田公共職業安定所
健全育成	葛飾区自治町会連合会
	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会
	葛飾区青少年委員会
	葛飾区子ども会育成会連合会
	かつしか子育てネットワーク
葛飾区	葛飾区政策経営部長
	葛飾区産業観光部長
	葛飾区福祉部長
	葛飾区健康部長
	葛飾区子育て支援部長
	葛飾区児童相談部長
	葛飾区教育委員会事務局学校教育担当部長